

千葉県糖尿病療養指導士／支援士 更新規定
(CDE-Chiba : Certified Diabetes Educator／Encourager of Chiba)
別 表

第1条 更新単位の定義

更新に有効な単位は、原則として以下の要件を全て満たしているもの。

- (1) 参加証が発行されていること。
- (2) 参加証には研修会名および参加者名が記載されていること（参加者名は自身で記入されているものも認める）。
- (3) 千葉県糖尿病対策推進会議より認定された研修会であること。参加証にもその旨記載があること。
- (4) 研修会番号が付与されていること。参加証にもその旨記載があること。
- (5) 認定単位数が付与されていること。参加証にもその旨記載があること。
- (6) 参加証に研修会の代表者名が記載され、印鑑が捺印されていること。

2 認定単位数は時間または開催形態により決定される。

- (1) 下記の時間で単位数が付与されている（換算される時間は会の中の挨拶や質疑応答の時間を除いた実質時間により決定）。

- ①実質1時間未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1単位
- ②実質1時間以上3時間未満・・・・・・・・・・・・2単位
- ③実質3時間以上6時間未満・・・・・・・・・・・・3単位
- ④実質6時間以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4単位

※上記単位数は、研修会等主催者からの要望により単位数を減数することがある。

- (2) 千葉県糖尿病対策推進会議の事業する研修会は10単位とすることがある。

第2条 更新単位の定義 例外

以下のものは、更新に有効な単位であると認める。

- (1) 日本学術会議協力学術研究団体およびそれに準ずる団体であり、かつ糖尿病に関わる学術集会へ参加した場合、1回の出席で3単位と認める。

例) 日本糖尿病学会関連の学術集会、日本糖尿病教育・看護学会、等該当する研修会であるかどうか不明な場合、当会事務局へ確認。

- (2) 学会・研修会の発表者・講師には10単位を加える。

学会・研修会の発表・講師等を務めた場合、会に認定されている単位数に10点を加算する。

ただし、CDE-Chiba 更新単位が認定されている研修会に限る。また第2条

(1) に規定のある、研修会等にて発表・講師等を務めた場合にも同様に10単位を加算する。

(3) 千葉県糖尿病対策推進会議の直接事業・間接事業の企画・運営に協力した場合には、ボランティアとして最大5単位を申請できる。各事業にボランティアを募集する場合、公示する。

第3条 更新期間延長について

「千葉県糖尿病療養指導士／支援士 更新規定」 第6条2項の規程より、延長申請に係る特別な事情の証明書は下記の通り。

- (1) 長期病気療養
病気療養の事情および期間を明記した医師の証明書（診断書）
- (2) 海外在留
海外在留の事情および期間を明記した公的証明書（在留証明書、現地公的機関が発行した納税証明証のコピーなど）
- (3) 育児休業
育児休業期間を明記した勤務先施設長の証明証（ただし、産休産後休業は対象外。育児休業期間のみ）
- (4) 家族の介護
要介護者の続柄および介護期間明記した公的証明書
- (5) 糖尿病療養指導／支援に関わらない業務への異動
糖尿病に関わらない事業に従事していた期間およびその業務内容を明記し、勤務先施設長の証明書
- (6) 進学
在学期間を証明する学校長の証明書（ただし、在学期間無記載の卒業証明書のみでは不可）

補足

第4条 「更新のための研修会」の認定基準

更新のための研修会が認定されるには、原則として下記の条件を全て満たしたものの。

- (1) 糖尿病の療養指導／支援に関わる内容が含まれていること
- (2) 研修会等の責任者・主催団体又は共催団体が千葉県糖尿病対策推進会議の会員であること
- (3) 参加が一般に公開されていることが望ましい
- (4) 参加の証拠となるもの（参加証等）が発行されている
- (5) 開催日の1か月前に当会事務局へ更新のための研修会の認定申請を行う。

その後認定承認を受けていること。

附則

1. この規定は千葉県糖尿病療養指導士／支援士更新規定を補足するものであり、当該更新規定制定と同時期に制定される。

2. この規定の一部改正は 2026 年 1 月 13 日より施行する

2012 年 12 月 18 日制定

2018 年 9 月 11 日（一部改訂）

2019 年 4 月 9 日（一部改訂）

2023 年 11 月 14 日（一部改訂）

2026 年 1 月 13 日（一部改訂）